二　第七条の四第一項第一号で準用する第七条の三第一項各号の検査項目のうち、前項第一号の二から第七号まで及び第九号から第十六号の六までに掲げるもの

三　第七条の四第一項第一号で準用する第七条の三第二項各号の検査項目のうち、前項第二十三号、第二十八号から第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第六十三号に掲げるもの

四　第七条の四第一項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置

五　第七条の四第一項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置

六　第七条の四第一項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置

七　第七条の四第一項第二号ニの目視により確認できる措置

八　第七条の四第一項第二号ホの顧客に対し必要な指示を行うための措置

九　第七条の四第一項第二号への必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置

十　第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するための措置

十一　第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示

二　前項第一号の二から第七号まで及び第九号から第十六号の六までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

三　前項第二十三号、第二十八号から第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第六十三号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

四　監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

五　監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又は記録により検査し当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

六　監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

七　監視所に講じた目視により確認できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

八　監視所に講じた顧客に対し必要な指示を行うための措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

九　監視所に講じた必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十　監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十一　ディスペンサーの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。